

青森県建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）において使用する用語の例による。

(軽微変更該当証明)

第3条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、同法第7条の2第5項又は同法第18条第22項若しくは第26項の規定による検査済証の交付を受けようとする者が、施行規則第13条の書面の交付を受けようとするときは、軽微変更該当証明申請書（第1号様式）を県土整備事務所に提出するものとする。

2 県土整備事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、申請に係る計画の変更が施行規則第5条（施行規則第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更該当しているとき、軽微変更該当証明書（第2号様式）を交付するものとする。

(計画の取下げ)

第4条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者が、当該計画を取り下げようとするときは、取下書（第3号様式）を県土整備事務所長に提出するものとする。

(特定建築行為の取りやめ)

第5条 建築主又は国等の機関の長は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る特定建築行為を取りやめる場合は、特定建築行為を取りやめる旨の申出書（第4号様式）を県土整備事務所長に提出するものとする。

(基準適合命令)

第6条 知事は、法第13条第1項の規定により建築主に対し必要な措置をとるべきことを命ずる場合は、基準適合命令書（第5号様式）により行うものとする。

(報告の徴収)

第7条 知事は、法第15条第1項の規定により建築主等に対し報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書（第6号様式）により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた建築主等は、報告書（第7号様式）を知事に提出するも

のとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月18日から施行する。